



Pachinko Chain Store Association

議事録

第27回PCSA公開経営勉強会

第三部【PCSAパネルディスカッション】

『パチンコ産業の現状・将来・夢』

—社会に役立つ産業・業界の大転換—

開催日：平成20年11月21日(金)

時 間：16時15分～18時15分

会 場：メルパルク名古屋 2F 瑞雲

(住所：名古屋市東区葵 3-16-16)

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会

〒146-0061 東京都中央区銀座1丁目14番4号プレリー銀座ビル5階

TEL 03-3538-0673

FAX 03-3538-0674

URL <http://www.pcsa.jp/>

e-mail info@pcsa.jp

《第27回PCSA公開経営勉強会 第三部》

開催月日：平成20年11月21日（金）午後4時15分～午後6時15分

開催場所：メルパルク名古屋 2F瑞雲（出席：404名）

【コーディネーター】

佐藤 洋治 氏 PCSA チェーンストア経営アドバイザー
株式会社ダイナムホールディングス代表執行役社長

【パネラー】

- ① 岩屋 毅 先生 衆議院議員（自民党）・PCSA 政治分野アドバイザー
選挙区： 大分県3区・当選回数4回（衆議院・初当選1990年）
現在の役職：衆議院文部科学委員会委員長 党内：自民党国会対策副委員長
その他： 観光特別委員会カジノ・エンターテインメント検討小委員会委員長・元外務副大臣
- ② 牧 義夫 先生 衆議院議員（民主党）・PCSA 政治分野アドバイザー
選挙区： 愛知県4区・当選回数3回（衆議院・初当選2000年）
現在の役職：衆議院文部科学委員会理事・衆議院経済産業委員会委員
党内： 民主党ネクストキャビネット文部科学副大臣
その他： 民主党娯楽産業健全育成研究会事務局長・新時代娯楽産業健全育成プロジェクトチーム事務局長
- ③ 三堀 清 先生 三堀法律事務所 弁護士（PCSA 法律分野アドバイザー）
略歴： 1981年 早稲田大学法学部卒業 1985年 司法試験合格 1988年 司法修習終了（40期）、弁護士登録
《パチンコ産業全般、関係法令に詳しく業界各社の顧問弁護士を担当されている》
- ④ 和田 裕 先生 株式会社日本イノベーション 代表取締役社長
略歴： 1953年3月東京大学法学部卒業 ・ 1953年4月通商産業省入省 ・ 1962年大阪万博を発案、上申
1976年防衛庁官房審議官 ・ 1979年7月特許庁総務部長 ・ 1980年6月防衛庁装備局長・
1982年6月海外経済協力基金理事 ・ 1984年6月 シャープ株式会社入社
1992年10月 同社代表取締役副社長（海外統括）就任 ・ 1997年9月 同社 退社
1997年10月 財団法人 日本特許情報機構理事長
2001年4月株式会社パトリス設立（資本金19億円）代表取締役社長 創業者
2006年7月 株式会社日本イノベーション設立 代表取締役社長
- ⑤ 牛島 憲明 氏 PCSA 経営アドバイザー PCSA 経営相談室室長
略歴： 1973年3月 中央大学経済学部経済学科卒業・1973年4月 東京証券取引所入所
1988年8月 株式部株価指数先物業務室課長・1999年6月 調査部調査企画室長
2002年6月 上場審査部長・2003年6月 派生商品部長
2004年6月株式会社ジャスダック取締役兼執行役員
2006年7月 ジャスダック・システムソリューション顧問 ・ 2007年1月 牛島憲明事務所設立
2007年2月 PCSA 経営アドバイザー就任 ・ 2008年1月 PTB有識者懇談会委員就任
- ⑥ 宮本 正暉 氏 PCSA リソースパーソン
略歴： 明治大学商学部卒業・早稲田大学原田俊男教授ゼミナールにてマーケティング・広告論を学ぶ
広告代理店・㈱博報堂を通じて約7年間、販売とマーケティングの実務を経験
ペガサスクラブ主催専門実務セミナー、アメリカ視察セミナー集中研修を行い、チェーンストア経営実務
1991年SIMインターナショナル社設立、多くの日本チェーンストア企業の成長に寄与する
パチンコ企業のチェーンストア化のために、3年間一社専業で従事する、第4次産業にもチェーンストア経営
原則が通用することを証明する。PCSA 設立の基礎を築く
低貸玉営業を4年前から実験し、その成果を実証し、新業態類型推進中

<議事録>

佐藤：それではただ今から第3部パネルディスカッションを開催いたします。今日のテーマはパチンコ産業の現状と将来、という非常に大きなテーマを掲げつつ国際的に大変な今大転換期の時代を迎えている。国内的にも大不況の足音が目の前に来ている状況の中に、このパチンコ業界においても、今日パネラーとしておられる岩屋先生がずっとなさってきたカジノが、間違いなくおそらく来年の通常国会には法案化されるだろうと思います。それにあわせて、その時点で日本のパチンコってなんなのよと、国際的に見たらカジノじゃないの、どうしてそのカジノが民間で全国に1万数千店舗も出来るのと、このロジックがどうしても見直される時期になります。その時に果たしてパチンコが国民世論の中で、このまま維持できるのかどうなのか、大変厳しい転換点を迎えるであろうと予測されます。そういう中で、今日は6名のパネラーの皆さん方と、テーマは、後ほど簡単な自己紹介とこれから6名のそれぞれの方々が必要な今日約2時間どんなテーマでこれから話をしたいか、ワンフレーズ、ワンワードを一つか二つ挙げていただき、司会者がその場で順番を決めて会場の皆様と一緒にディスカッションを重ねて行きたいと考えております。まず冒頭、今日のパネルディスカッションはPCSAが主催であります。必ずしも一つの方向や結論を導くものではありません。従いましてパネリストの皆様方の意見が食い違うこと、もちろん自由な発言をお願いするものであります。そして、もう一つ大事なことは、一団体の利益とか業界の利益を代弁するものでもありませんし、また、行政の立場で意見を述べるというのでもなく、出来ましたら国民的な目線で国民的な立場で、この業界が現在、どう問題があつて、将来どうあるべきかというお話をパネリストの皆様方からいただきたいと考えております。6名ですから3分5回ずつ、15分ずつお話いただいても90分、そして会場の皆様とのやり取りを入れますとあつという間に2時間が過ぎてしまうということで、出来ましたらパネリストの皆様方は3分以内に簡潔にお話くださったらありがたいと思います。それでは早速、まず岩屋毅先生から簡単な自己紹介と、今日の岩屋毅先生が問題とする業界の現状、一つのテーマをいただきたいと思います。岩屋毅先生は大分3区自由民主党衆議院議員当選回数4回ということで、特に観光特別委員会小委員会の事務局長ということで、おそらく岩屋先生の右に出るカジノの日本におけるスペシャリストはいないと考えられます。岩屋先生お願いします。簡単な自己紹介と今日、岩屋先生がパチンコ業界に考えておられる問題点、それと将来どうあるべきかというテーマだけ、でまず一つか二つあげていただけたらと思います。

岩屋：みなさんこんにちは、自民党の岩屋毅と申します。今、ご紹介いただきましたように自民党政務調査会の中に観光特別委員会という委員会がございまして、その中にカジノエンターテイメント検討小委員会という委員会がございまして、わたたくしはその委員長をしております。そもそも日本においてもカジノというものをそろそろ合法化して行ってもいいのではないかと、世界の約130カ国で運営をされているカジノエンターテイメントは、ある意味では遊びの国際スタンダードというところがございますので、是非そういうエンターテイメントを日本の中に取り入れたいと。で、日本はハブ機能というものが劣化してきていると思う。港湾とか空港というインフラもそうですね。港もシンガポール、香港にはるかに抜かれているし、空港はいまだに24時間化されていないということになっているわけですが、やはり日本がこれから観光のみならず、あらゆる分野においてハブ機能というものをしっかり持っていくためにはですね、ただインフラだけでは無くてそれに付随するソフトというものもこの国になくはないんじゃないかと。だから、カジノ産業というのはハブサービスビジネスの一環というところを私どもはしております、ぜひそれを合法化したいということで、まず議員連盟で数年間勉強した後、自民党政調で正式に取り上げていただいて2年間さらに勉強を重ねて小委員会としての基本的な考え方をとりまとめたところでございます。で、ところが、こういうテーマは自民党だけでやるものではございません。最終的には出来るだけ多くの政党、出来るだけ多くの国民のみなさんの理解

と支持を得なきゃいけない。実現をしたいということで、お隣にいらっしゃる民主党の牧先生はじめ、民主党の中でパチンコという遊技も勉強してきたと、カジノについても大いに関心があると、こういう皆さんと共にやっぺいこうとうこととて今交流をしているところとてごぞいます。先ほど佐藤さんから来年の通常国会には、というお話がありましたが、今みなさんご承知のような政治状況とてごぞいまして、今から自民党・民主党激突に刻一刻と向かっていくときとてごぞいますので、正直作業が遅れております。本当は今開かれています臨時国会で超党派の議員連盟を作ろうと相談をしておったのですが、この臨時国会は解散モードでスタートいたしましたので、その作業がまだ出来ておりませんので、牧先生ともお話しているのですが、ぜひ来年の通常国会では超党派の議連まではしっかりつくろうと。その後、いずれ選挙があろうと思ひますが、選挙を乗り越えてお互いちゃんと生き残って超党派で本当に今度こそ立法に向かって頑張っぺいこうとうという話をしております。カジノというものをもし合法化した場合、必ず、カジノでは当たり前のこととてすが場内換金をさせる施設になるわけとてごぞいます。そうするとパチンコといういわゆる3店方式で換金というものを行って来た業態をいっぺいどういふ風に位置づけるべきかという問題に必ず逢着するだろうと。牧先生たちは、パチンコというのは業法を別にちゃんと作るべきだという勉強をずっとされてきておられますので、カジノから入っている自民党ですけれども、必ずパチンコの問題にも逢着していくんで、パチンコの業法の問題についても一緒に勉強してやっぺいきたい。こう思っているところとてごぞいます。

佐藤：ありがとうございます。それでは牧義夫先生、民主党愛知4区、ここ地元なんですとて、民主党で新時代娯楽産業健全育成プロジェクトチームの事務局長をなさっておられます。大変にパチンコ業界には造詣が深い先生とていらっしゃる。それでは牧先生お願いします。

牧：みなさまこんにちは、今ご紹介をいただきました愛知4区、この地元の名古屋から選出をさせていただいております牧義夫と申します。よろしくお見知りおきいただいて、末永いご指導を賜りますようお願い申し上げます。今、岩屋代議士からお話とてごぞいしましたがけれども、私は民主党における自民党の岩屋さんをはじめとする皆さんとのカウンターパートとして、カジノの話を進め、また同時にカジノは自民党が先行してやっぺいまいりましたけれども、さっきお話がありましたが遊技新法については私どもが先行して研究を進めてまいりましたので、そこら辺のところをお互いに勉強しながら、出来れば同時決着のような形でこの話を進めていければなというこことて、岩屋さんと一緒に今日は皆様方のところへ参ったわけで、今日は全国からお集まりというこことてごぞいますけれど、私の地元の名古屋においでいただきましたことも併せて感謝を申し上げたいと思ひます。今、岩屋さんのお話には無かったのですが、実は元をただすと同門とてごぞいまして佐藤会長も親しくされております、現在の総務大臣の秘書を。ちょっと時代は前後してはいますが、共に同じ釜の飯を食った間柄とてごぞいます。そんな意味からも阿吽の呼吸でこれから色々なことを進めていければなと思っぺいしております。来年通常国会にも、今お話がありましたがように少なくとも自民、公明、民主、国民新党も含めて一緒になった議員連盟が立ち上げることが出来れば、同じ土俵で色々な議論を進めていく中で、よりこの話そのものが現実、リアリティーのあるものとして皆様方の前にご提示できるようになってくるのではないかなと思っぺいしておりますし、そうならなければカジノの話も遊技新法の話も共に、本当にラストチャンスが目前に迫っているわけで、このチャンスを私たちはぜひとも掴みたいという思ひでおります。遊技のことについて申し上げますとて、私たちはいくらなんでもカジノの話があるなしにかかわらず、いくらなんでもグレーゾーンの中で、役所の、行政の裁量の中で、これだけの規模の産業を放置しておくというこことてそのものが、私たち立法府にあるものにとつて、それは私たちの不作為というそしりをまのがれないであろうという、そういう思ひでおりますので、そういう中で私たちは立法化に向けての勉強を進めております。取り締まり当局はそういうこことは立法になじまないといういはいかもかもしれませんが、それは行政のいうこことてではありません。私たちが考へて議論をして国民の皆様方と制度を作りあげる、それが私たちの責務であると思っぺいしております

から、そんな意味で今日皆様方のご意見を賜る中で、より現実味のある話にまとめていければなど、そんなことを考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

佐藤：牧先生の今のご発言の中では、遊技新法についてかなりちょっと言葉の中からのエネルギーは、前向きなかなり力強い言葉に聞こえたんですが、その辺のところを後からお聞きしたいと思います。続きまして、牛島憲明さんは東証、ジャスダックの最終審査責任者、ジャスダックでは取締役の審査の大御所というところを経て、今独立された方であります。パチンコに関してもジャスダックに籍を置かれた時から大変造詣が深くていらっしゃいます。簡単な自己紹介と今日一番話したいテーマを1、2挙げてください。

牛島：こんにちは、牛島でございます。ただいま紹介がありましたように、1973年に東京証券取引所に入りまして32年間、その後2年半ジャスダック証券取引所で働きました。これまで、証券業界の中でホール業界の評価が低かったんですけども、自分としては国民の評価を受けるためには是非公開をすべきだということで、力を尽くしてまいりましたが現状に至っております。昭和23年に風営法、風適法ができてから、非常に長い間時間が経っております。そういう中で、現状、あるいは国民のニーズに伴わないような、どうしても制度疲労が起こっているのではないかと、ということで是非法律を新しく、名称はともかく、新しい業界を規制する法律を作るべきだと、わけても大事なところは換金の合法化を是非その法律の対応の中で明確にしたいと思っております。これが第一点です。第二点は、30兆円産業だとか30万人、周辺企業50万人が働くこの業界だと言われているんですけども、残念ながら業界としてのまとまりが無い。これだけ現実に大きくなった業界なのに対外発信能力がまったく無い。これは非常におかしいのではないかと、今後世の中を大きく実情にあわせて変えていくためにも業界としてのまとまりというものが是非大事だと。個別企業の利益だとか個別グループの営利目的ということではなく、国民経済の立場にたった業界として何ができるか、何を貢献できるかという立場で今後推し進めていく必要があるのではないかと考えております。

佐藤：ありがとうございます。続きまして和田裕先生。和田先生は通産省から防衛庁装備局長を経て、後にシャープの副社長をなさって大変国際的にも駆けずり回って、国際色豊かな経験の持ち主でございます。現在PTBというパチンコトラスティーボードの有識者懇談会のメンバーに加わっていただき、大変パチンコの勉強も猛烈に短期間になされ、また、国際的感覚からみたこの業界の話が聞けるのではないかなと思います。和田先生、お願いします。

和田：和田でございます。こんにちは。私が若い頃にパチンコをやったのはちょうど昭和24年くらい、風適法が出来た5年後だったわけですね。その頃玉を一つずつ入れてまして、バネではじくという古典的なパチンコをやりまして、それが私とパチンコとの出会いです。それから暫くしましてパチンコをやったところ、連発というのでしょうか、玉がズラズラズラッと入りまして、どんどん連続して入るようになった、それが2回目。後はずっとパチンコから離れておりまして、最近は今、佐藤議長からお話が合ったようにPTBのメンバーになりましたので慌ててパチンコ店に何回か行った、そのような状況です。ただ私はその間、カジノの方には非常に熱心でありまして海外に行っておりましたもので、カジノについては非常に詳しくございまして、ロンドンで留学した頃にもカジノに行きました。スイスのジュネーブでも4年間いる時も、そのときにもカジノに行っておりまして、その間に岩屋先生のように系統的に勉強したわけではございませんが実践的にカジノをだいぶ勉強させていただきました。それとの関係でパチンコを見ると色々不思議なこと、面白いことがいろいろありまして、今日も随分勉強いたしました。そこら辺について一つお話させていただいて、もう一つは、通産省におりまして陶磁器とかおもちゃ業界これの担当課長、生活用品課ですとかの課長をやっております、その関係で多少玩具メーカー

さんと関係があったことがございます。なによりも中小企業を非常に多く含みますところの業界のその頃盛んでありました業界行政というものの音頭取りをやらせていただいた。そういった観点とカジノが視野に入っているから申しますと今牛島さんがいったように、このパチンコホール業界というのは業界として率直に言ってまとまりが悪いし、色々と欠けている点はずいぶんあると思いますので、そういう点をコメントさせていただきたい。こんな風に思っております。それからもう一つは色々な資料を見ますと、ホール企業とパチンコ機メーカーとの関係が非常にバランスを逸しているのではないかと。機械メーカーが非常に強くて利益率も高くて、ホール業界が非常に低い。電気メーカーと量販店では、お客様を把握している流通が遥かに強い。パチンコの逆です。これについてもうちちょっとバランスを直す方法が色々あるんじゃないかと思ったりしております。これについては場合によってはご当局にお願いするというのも有るのかなという気もしております。これについてもコメントしたい。以上でございます。

佐藤：ありがとうございます。続きまして宮本正暉さん、みなさんも業界の方はほとんど分かっておられる方で、チェーンストアという単語と1円パチンコというこの2つの単語に関しては現在右に出る人はいないと思います。宮本さんお願いします。

宮本：詳細な経歴はお手元の資料をご覧ください。28歳まで博報堂という広告代理店で仕事をしておりました。28のときに変な先生に出会ってアメリカのチェーンストアをたびたび視察する機会にめぐり合いました。それから15年前まで殆どチェーンストアでもフードサービス業のところでのいろんな形でお手伝いをさせていただいておりました。15年前にダイナムさんと、その前から佐藤会長とは懇意にさせていただいておりましたので、ダイナムさんの改革というか、チェーン化に向かってやりたいとおっしゃっていましたので、そのお手伝いにお邪魔したのがこの業界に入った初めてです。15年前です。今日はいろんな分野の専門家の方がいらっしゃるの、宮本は現場のところ、一番今日も、この時間もお客様の為に走り回っている社員の立場で、ホールの従業員の立場で、これからの業界を考えてみたいと思います。特に、宮本が15年前から初めてこの業界に大量の新卒の大卒を100人単位で取ることを進めてまいりました。色々な企業でお手伝いをさせていただいて、多分一万人近い人たちがこの業界に入ってきたと思います。彼らの将来を考える時に、今この状態でゾッとする思いがいたします。この業界に本当に素晴らしい業界だから、きっとそういう業界になるからと言って、夢を与えてたくさんの人たちをホールに入れてきました。この人たちの将来、ほんとに今のままでいいか、甚だ自信がありません。そのあたりを今日は少しお話をしたいと思っております。宜しくお願いします。

佐藤：ありがとうございます。それでは最後になりましたが三堀清先生、業界ではおそらく業法関連に関しては第一人者ということで、この業界各社の顧問弁護士もなさっておられる方でございます。三堀先生、宜しくお願いします。

三堀：こんにちは、弁護士の三堀と申します。私は今日はワンワードというお題をいただき少しまとめにくいのですが、私としては、風営法、私は風適法という言葉の主に使っているわけですが、風適法の規制の分かりにくさ、あるいは盛り込みすぎという、盛り込みすぎであり分かりにくい規制の基準というのが非常にわかりにくいという点が、この業界のいろんな面での悪い問題点の一つの原因ではないかと考えています。どういう風に悪い原因になっているかというと、規制が規制の基準が曖昧だということは、先程、岩屋先生、牧先生が仰っておりましたけれども、裁量による行政が色濃く出てくるということで、それは官と民の両方によろしくない影響を与えているのではないかと。まず官に関しては非常に基準が曖昧ですから、一部の業者を優遇しているように見えたり、一部の業者をいじめているような規制をしたり、そういう風に見えたら、すなわち、行政の清廉性、公平性を疑わしめる原因になっているのではないかと。これが官に対する悪い面。民に対する悪い面というのは、逆にそのような不明瞭な規制であるこ

とをよいことに、抜け駆け、あるいは違法行為をする業者もまだまだあります。そのような順法精神を欠いたような経営の温床になっていると考えます。これは風適法がそもそも人間の根源的な欲求、本能的な欲求にこたえるサービスを全てひとまとめにして規制してしまっている点が、まずひとつ盛り込みすぎだという点であると思います。それから、次から次へと出てくるサービスの革新、業界の競争によって生み出される新しいサービスの方法、営業の方法というものに中々ついていきづらい規制の構造があるという点も問題だと思えます。それから風適法とは別の視点ですが、私がこの業界で始めてお話をいただいたのが、独占禁止法のご相談を受けたということです。いわゆる組合を通じての自主規制等の問題、あるいはメーカーによる遊技台のメーカーによる特許等をプールして他の新規参入業者に特許を使わせないようにすることによって、参入を妨害するというような行為。それからメーカーあるいは販売社とホールとの間の遊技機の抱合せ販売の問題。このように独占禁止法上の問題の多い業界であると考えております。特に先ほども和田先生がおっしゃられていましたが、物を売るほうと買うほうで、売るほうがこんなに優位に立っている業界は極めて特異であると考えておまして、これは弁護士としての専門分野から離れてしまいましたが、このようないびつな構造はどうすれば改善できるんだろうといつも考えているテーマです。

佐藤：ありがとうございます。6名のパネリストの皆様方が、現行の風適法の問題とそれから新法の問題、それから現在働く社員に将来どうするんですかと、若い新卒もどんどん入ってきて将来どういうふうに業界が責任を持って育てることができるんですかとか、という問いがあります。現在カジノの実現化が目の前に来ると同時に、やはり現在の風適法の指導が現状でいいんだろうかと、特に3店方式と言われているものが、現状のままでなく改善した方がいいと。これは当然行政の立場からいうと、出来ればより白に近いほうに指導したいということですが、各現場では色々と各県で色々な出来事が今指導されているようなのが実情なのですが、そうですね、愛知県の場合ですと今どんなことが話されているか、TRY&TRUSTの山田さん、ちょっと話してください。愛知県の3店システムの改善策っていうんですかね。

山田：山田です。3店方式で扱われている商品が、例えば2千円の商品であるとか5千円の商品が本当に価値があるのかどうか今問われています。商習慣的にはだいたい千5百円位のものを2千円で売るとか、3千5百円くらいで仕入れたものを5千円で売るとかそんな程度だと思んですが、今現状使われているものが、そこに至っていないということで、それを使いませうというところに行くと非常にそれは問題だと指摘している。愛知県はそれを早く価値のある商品に入れ替えなさいと、素早くやりなさいという指導を言われてるやに聞いております。(株TRY&TRUST 代表取締役社長 山田 孝志 様)

佐藤：ありがとうございました。大阪、和歌山辺りではどうですか？大商の国澤さん。

国澤：国澤でございます。和歌山県では換金手数料を御客様より取る方法で運営しておりますが、その事が全国的に成功しているやに伝わり、一部の県ではこの方式を採用すると聞いております。まだ色々矛盾点がございまして。それは今まで三店方式をあまり厳格にやっていた事もあり、システム上、御客様より手数料を取る事となったと思われまして。今の三店方式は必ずしも違法ではないと言いながら、三店方式をきちっとやっているかと言えばやっていない。その様な中で事故があったり、盗難があったり、色々問題が起こっております。すっきり出来る形があれば良いのですが、我々その業に就く者として、何かうしろめたい事をやっている感じがしてなりません。今、その様に感じております。(株大商 代表取締役会長 國澤 良幸 様)

佐藤：ありがとうございます。もう一方、東北・北陸の方で石山さん。

石山：三本コーヒーの石山です。東北については今岩手が一番厳しい状況になっておりまして、やはり景品の等価性の問題、流通性の問題それから還流の問題これについて行政のほうが指導を行ってきているという現状が非常に強く出てます。以上です。(三本コーヒー(株) 取締役部長 石山 一広 様)

佐藤：今、全国的に、カジノの法制化が目の前に来ているということで、行政サイドで見直しがかかって、パチンコはどういう根拠でお金に替えることができるんだ、というところを少しでも白に近く、ある意味では現行法で行政の皆様方が努力しているということで、そのこと自体はとやかく言える話じゃなくて、出来るだけ白に近い努力をしているということで業界も出来るだけそういう方向で努力しなければいけないと考えられます。岩屋先生、一番最初に岩屋先生とお会いしたときに「パチンコいかがわしいよ」と言われちゃったんですね。「率直な話、カジノと全然違うんだよ」と。その辺のところは岩屋先生から見てパチンコの一番いかがわしいところは今どこだとしますか？

岩屋：いかがわしいと言ったかどうか、最近政治家も言葉遣いに気を付けなければなりませんし、漢字は正確に読まなくてはいけない時代になりましたが、ちなみに私、麻生派でございますけれど。やはり今お客様の中で景品に替えて帰る方もいらっしゃると思いますが、かなりの方がまだ、三店方式を通じた換金をなさっているんだろうと思いますね。ということは、換金をしている以上は軽度のギャンブルだとみなすのが常識的な見方なんだろうと思います。ところが、三店方式を厳密に運営していれば、換金は必ずしも直ちに違法とは言えないという言い方を何十年も続けてきて、そしてこの裁量行政の中に閉じ込められてきていると、こういうことでしょうか。だから、冒頭に私が申し上げたように、ソリューションは2つしかないと思うんですね。パチンコを軽度のギャンブルだと位置づけて、換金を合法化する代わりに刑法の違法性を阻却しなくてはいけないわけですから、違法性を阻却するのに相当する社会的な貢献をこのパチンコ業界もどんな薄い税率であっても税をかけて、やらしていただくというソリューションが一つ。もう一つは一切換金しないと、景品を渡すしかしないんだこの業界はということやっていくのか。ただそれはあまり現実的なことではないだろうと、こう思うものですから、そう意味では私はカジノを法律で切り出すことが出来たときに、パチンコをより軽度のギャンブルとして位置づけて遊技全体、カジノだって遊技ですから、日本に行政の裁量によってどんどん変わっていく、都道府県によってルールが違う等というようなことではなく、きちんとしたルールの中で、カジノはもちろんですけども、パチンコという遊技も運営をしていただくと。その代わりに刑法で禁じられていることを特別に許可を与えてやっていただくわけですから、当然、その分の社会的な貢献をしっかりして頂くという風にした方が、今後すっきりするのではないかと、思っていたものですから業界の皆さんがいかがわしいと言ったのではなくて、そのルール、構造、ストラクチャーがこのままずっと続けていける話のかな、こう思ってそう申し上げたんだと思います。

佐藤：先生が今言われた二つ。一切一般景品しか出さないという選択で、それは無理だ、やっていけないという方挙手してください。この業界はそれは無理だという方。あっ、大多数は無理じゃないんですかね、一般景品でOKですか？一般景品だけじゃ無理だという方、挙手して下さい。半分くらいですね。遠慮されているのか分かりませんね。今、明快に二つの方向を示されたのですが、行政のOBの方たちと話す機会がありますと、殆どの方達のロジック、一つの言い方があるんですが、「ギャンブルになった場合、日本では公営ギャンブルはあるんだけど民間にギャンブルの許認可はないんだ」と。しかるに「全国に1万3千件のパチンコが民間でやっているということは、逆にいうととってもハードルを上げて、相当管理、監視体制を強化していかなければ許可の対象にならないから無理じゃないだろうか」というお話が、長年続いてきたわけです。その辺では牧先生はどのように捉えますか？

牧：今の岩屋先生の話と関連するんですけれども、一つ若干認識が違うところが、パチンコも軽いギャンブルという話がありましたけれども、私はここはやはり最初から明確に分けるべきだと思っております。軽いギャンブルというのはギャンブルじゃないわけで、それは遊技という一つのくくりを確立すべきでありますから、従って違法性を阻却するために公益的な組織を通して換金するという考え方ではなくて、現場でお金と交換することがはたして形としてきれいか、きれいじゃないか、私はその程度の話でいいんだと思ってしております。従って法律を作る上では時間消費型のあくまでも遊技という形できちっと明確に線を引いて、ギャンブルとの違いをはっきりさせて違法性を阻却するために無理やりのこじ付けをする必要がないという前提で私は考えております。カジノというのはきわめて非日常的な空間でありますし、パチンコホールというのは日常生活の中であって、本当にお年寄り、年金生活者の皆さんにも安心して時間を消費する中で楽しんでいただける空間だとそういうきちんとした明快な分け方は、私は可能だと思っております。そういう中で、換金についての考え方でありましてけれども、一つには今いろんな愛知県やら各地のお話がありましたけれども、取り締まり当局からすると直ちに違法とはいえないけれども、そういうものは基本的には自分たちの裁量でいつでも締め上げることができという事を、一つ示しているんだと思います。そういう中で佐藤会長の話にもありましたように今カジノという話が出てきている中で、この辺でいっぺん締めてやろうかという事の一つの表れなのかもしれないと、今お話を聞いていて私は思ったんですけれども、ただ私は違法性の無いところでやっていることについて景品が現金に変わるということについては、私は色々な考え方が、みなで知恵を絞れば、私たちがみなで知恵を絞って制度を作るわけですから、これは私なりに可能だと思っております。例えば、思い付きだと思って聞いていただければいいのですが、確か東京の中央区でしたか、最近区でもって商品券を発行して1万1千円分の買い物ができる商品券のつづりを1万円で区民に販売にして、区内の業者で使うに当たってはそれで買えますと。つまり、1万円で1万1千円分の買い物が区内であれば出来ると、その商品券を発行したところ、1億円分がその日のうちに売り切れたと、その分は区内の商店が潤うわけですが、例えばこういったスキームと組み合わせれば、パチンコホールの景品交換所が、例えばあるエリアが全部そこに商品として並んでいるものが景品です、という考え方の元で、何らかの商品券をお客様に玉と交換して提供するというスキームを作って、それが地域の振興にもストレートに結びつくような形が出来るのであれば、それはそれで一つの考え方だと思っておりますし、いずれにしてもこれは一つの思い付きかもしれませんけれども、いろんな形で私は組み立てが出来るかと確信を持っております。

佐藤：お二方の先生はおそらく、業法というのは大変なエネルギー、なによりも国民の理解が得られるということが前提条件ですよね。ですからその辺のところ、本当に国民の理解を得られるようにするにはどうしたらいいのか、というのは非常に業界も知恵を絞らなければいけないところだと思いますね。宮本さん、現場の若い人たちが一番悩んでいることを先ほどちらっと言いましたが、どんなことを悩んでいるのか、少しお話聞かせてください。

宮本：特に新卒の人たちは、この業界に夢と希望を持って、特に最近はずいぶん綺麗なホールもたくさん出来ましたので、本当に夢を持って入ってくるんですけれども、正に今話題になっているような、毎日の業務の中で、行政とのやり取りの中でいろんな経験をしていくわけですね。そうすると、A店ではよかったことがB店ではダメだとか、そういう毎日の業務の中で、非常に煩雑な届けとかがある中で、毎日毎日お店の所轄の行政の人たちとやりとりをしているうちに、徐々に、この業界このままでいいのかなと、毎日の業務の中でどうしても出てきちゃうんですね。それがせつかくフレッシュで、希望を持って入ってきたこの業界で、日に日に薄れていってしまって、「ほんとにこの業界にいていいのかな」という疑問におち当たっている。せつかく入ってきたフレッシュな大卒、パチンコホール業界は本当に色々な業種の中でもトップ10クラスに入ってると思うんです。にもかかわらず、今の法律ですとか、毎日の許認可のいろいろな手続きの中で夢をいつのまにか失っていってしまう。そしてそれがこれからの彼

らの将来の人生や夢やそういうものをどこかで少し考えざるを得なくなっている。そのあたり、きちっと法律があれば、正々堂々と名刺が出せるようになりますし、そのあたりはやっぱり業界が抱えている、まさに今話題になっていることだなと。だから、働く人たちはそういう形になればもっと前向きに色々なことを考えられるし、お父さんやらお母さんやら親族に堂々と「パチンコ屋さんです」と名刺が出せるようになると思うんですね。だからこのあたりはやっぱりここにお集まりの方々が整備をあげないと、これから入ってくる人たちも、支えてくれる人たちも、これからのエネルギーになっていかないと思います。ぜひともこれは突き詰めていきたいと思っています。

佐藤：ありがとうございます。三堀先生、現在の風適法の一番の抛って立つべき目的、基本の考え方、それから昭和 23 年の後、改定されてきた流れの中で、一番法の趣旨としてはどういうことになるのでしょうか？

三堀：まず、法律の目的は第一条に書いてあるんですけども、善良な風俗、正常な風俗環境を守ると、それから青少年の健全育成に障害を及ぼすような事柄を防止する、これに尽きるわけです。で、パチンコ屋さんは、風営法は昭和 23 年に出来たわけですが、パチンコ屋さんが規制対象となったのは昭和 29 年です。で、その中でどのようにパチンコ屋さんはくくられているかという、設備を設けて、客に射幸心をそそる恐れのある遊技をさせる営業として規制の対象になる。ということは麻雀屋さんなんかと一緒になんですね。まあ、7 号営業に麻雀荘がありますね、それと同じ括りになっているわけです。ということは、パチンコ屋さんというのは、その射幸性ゆえに規制対象となる。その射幸性を抑制するために色々な規制を受けていると。すなわち、射幸心というのは、前字引を引いたら「怠け者が働かずに一攫千金を夢見る心」となっておりまして、これは非常に分かりやすいんですけど、そういう雰囲気周辺環境にやたらに流したり、働かずにパチンコ屋で勝負して生活を成り立たせようなんて考えを持つ人が多く生まれないようにするのが目的だと思っております、そういう観点からすると、お金をかけると賭博罪になってしまうというところはあるんですけど、適度にお金がかかると、過剰な投資をせず、過剰な見返りもないと、過剰な勝ちも無いという形にすればお金をかけても悪くないんじゃないかと、脱線しますが、そういう風に考えているんですね。換金の問題に関しまして。例えばデリバティブ取引なんて博打以外の何者でもない。かなり大きな、スケールからいけばカジノの比ではない勝負をするわけですね。今度は逆に小さいところでいうと、ネットゲームにおけるリアルマネートレードと言って、要するにゲームのポイントをお金で売り買いするという事態がある。これは全然誰も賭博だということを書いていないわけですし、問題提起をする人はいますけれどもそういう風には見られていない。そういう面からすると、そういうようないわゆる社会における賭博なのか賭博類似行為なのか分かりませんが、かなり広く行われているという実態を直視して、現状のパチンコはどうなんだというところをもう一度見直して、それじゃあ換金はどうなんだという、もうちょっと根源的な問いをしていただきたい。もちろん国民の理解、世論というものは無視できませんけれど、そういうものを前提にしてもう一度見直すべきではないかと考えています。行政の方がよく「国民的なコンセンサスが得られない」とおっしゃいますけれど、そういうのは国会の方に反映すると思うので、行政の方がそうおっしゃるのは本末が異なっているのではないかと考えています。

佐藤：ありがとうございました。国民的な理解を具体的に表現するには、国会の先生方が国民に選ばれているわけですから、国会で承認されるとそれが一番結果としてそういう実りが出てくるのかなという気がするわけですが、和田先生目から見てより現在の日本のこのパチンコ産業が、もう少しこうすれば国際的な広がりが持つとか何かありますか？

和田：パチンコは年月をかけて工夫して日本のハイテク技術、色々なノウハウを入れてここまで発展してき

たわけですが、外国の人が日本に来てパチンコ屋さんが非常に目に付くようですが、「あれはなんだ？」と聞かれますと、私は始めは風適法の言葉で説明していたんですけど、まったく理解しませんもので、「これは率直に言ってギャンブルであると、ギャンブルであるけれどすぐに金がもらえらと思ったら間違いで、ちょっとややこしい手続きが必要なんだ」こう言いますと「わかった、じゃあやめた」ということでして、その意味で、観光立国と言っているところでパチンコが日本に來られた観光客には不適だなど思っております。そこら辺は、岩屋先生、牧先生のご努力でカジノが日本に出来れば観光の目玉が出来るということでカジノに期待しておりますし、それとの横並びでパチンコについてもすっきりした、外国人にも分かる、あえていいますと新しくパチンコに非常に興味を持っておられます若い女性とか定年後の方とかいっぱいいると思うので、そういう方がパチンコを理解しやすくするような、そういう分かりやすい「パチンコ早分かり、100の質問」というような本を作っただけでないかな、と私は思っております。これは一例を挙げますとパチンコ関係の本を本屋に行って探しますと、いわゆるパチンコ攻略本ばかり並んでおりまして、パチンコは確かご当局の説明によりまして技術のゲームであるということになっているんですが、実際どういう技術をどういう風に学んだらパチンコがうまくなるのか私は皆目見当が付きません。ここ最近3、4回パチンコをやったのですが、必ずすりまして、5千円出して20分持たない。何か解決する方法があるのかなと、やっぱり技術が足りないのかなと思ったりしているのですが、この辺も、どういう風にしたらパチンコの強くなれるんだ、ということの一つどなたか書いていただけないかなと、攻略本の類ではなくてまともなことで書けるのかなと、書けるのであればぜひやって欲しいなど思っております。もしこれが出来るのであれば、日本人というのは結構凝り性ですから、パチンコを一生懸命やって技術が高まったという人が出てきて、これはパチンコ普及に役に立つものかと思えます。ご質問の国際性ですが、そういうことが全部そろいますと、せっかくこれだけ日本が作ったことですから海外に普及が出来ると思えます。今、日本の文化というのが非常に注目されていまして、昨日もジブリの宮崎先生の話聞いていたんですが、日本文化というのは料理、漫画、ゲーム、アニメなんでも引っ張りだこですからパチンコも必ずやホールの経営の仕方を含めて必ずや外国に進出して変わっていきけるんじゃないかと思えます。ホールの経営の仕方についてビジネスモデル特許をおとりになって外国人に取られないように工夫された方がいいんじゃないかと。これから段々やってきますと、頭のいい中国人がビジネスモデル特許をとりますと、今度はお金を払わないと今までのホール経営が出来なくなる、ということになりまねませんのでね。そこら辺はおとりになっているかどうか。機械メーカーさんはこの10年間にパチンコ関係の特許を16万件取っております。大変な特許でして、さっき三堀先生がおっしゃったように、特許でもって自分の地面を固めていて、場合によっては若干独占禁止法まがいのことをおやりになっているのかなと、そのへんもちょっと気になるところでございます。

佐藤：ありがとうございます。海外のお客様が、喜んでパチンコをする環境やルールを作ったらいかがですか、ということですが、これはまさに国際観光の、観光立国になるためのカジノと、その中にパチンコの方がもしかしたらでかいかもしれない、という風な趣旨が含まれているのかな、という気がいたしました。後ほどまたカジノに関しては観光立国としての軸足を置いたカジノという視点からお話を聞きたいと思えますが、牛島さんに国民の理解を得られるような業界の将来、どんな枠組みと方向を整えたらいいのか、お話しください。

牛島：先ほど岩屋先生から、新しい法律を作るときにはそれなりの、という話がありました。やはりこの業界は直接雇用30万人、関連50万人ということで働いている人の雇用を確保していることが、実は最大の社会貢献産業だと認識しておりますが、どう突き詰めても換金の問題が新しい法律によって対応されないと、今後も中々その辺がグレーゾーンとして失敗してしまう。したがって昨日実はパチンコトラスティーボードからメッセージを出しまして、新しい法律の考え方だとか環境だとか大きなところで2点

ださせていただきました。一つは、いわゆるパチンコ・パチスロを含めたこの産業のための専用法、特別法とするということであるが、当然賭博性というものが排除されると、その中で大きな問題として換金を合法化したい。それから先ほどギャンブルのところで民間に対して認めるか認めないかということについて、今回の、試案ですけれども大きな法律の中で、営業と換金を切り離れた法律構成をしてはどうだろうか、当然その中で中々経済統計が無いんですけれども、おそらく 25 兆円以上の現実に換金として動いているんだとしたらその 1%以上、まあ社会貢献という形で、税という先程の話もあったのですが税は別としても社会に還元するようなそういう問題を、例えば 25 兆円の 1%以上ということになりますと 2500 億円以上ということになります。そういったものを社会に還元するような法律構成をしてはどうだろうか、そうなってくればやはり日本経済の中で今まで 60 年以上、これだけの業界になってきたわけですからそれなりの目に見える雇用とは別な形の社会貢献をしていくんだということが出来れば、国民の目線もずいぶん違ってくる。それを利用したいろんな今後の政府の対応、あるいは地方政府の対応ということも出てくるのではないかな、と思っております。

佐藤：国民の理解を得ながらきちっと法律で換金が認められるようなものが出来あがっていくと。一方ではカジノ法案が出来て、では、カジノとパチンコの違いはどうなんだろうか？何が違いなんだろうか？やがては一緒になっちゃうんだらうか？この辺のところは岩屋先生どう考えられます。

岩屋：先ほど牧先生が「軽度のギャンブルはギャンブルではない、遊技なんだ」とおっしゃいました。そういう割り切り方というのも一つはあるんだらうと私も思うんですね。ところが軽度のギャンブルはギャンブルではなくて遊技なんだと言い続けている限り、この裁量行政の枠の中からは絶対に出れないのではないかと、いう感じもするんですね。増してや風営法から離れて業法を作るということは、非常に私は難しいのではないかとこの感じがして、そこは民主党さんはより現実的に立法化するためにはどうしたらいいかということを考えて案を作られていると思うので、我々もそれを勉強させていただいてパチンコについても大いに意見交換させていただきたいと思っております。カジノはみなさんご承知の通り、全部フロアーによって掛け金が違うわけですね。一番安いところは千円、二千円というレートですし段々こうフロアーが上に上がっていくとですね、10万円というテーブルもあれば、50万というテーブルもあれば、自家用ジェットでやってきてスイートにずっと泊まって遊ぶような世界の富豪達です、それこそ1回の掛け金が500万だなんていう遊びもやっているという世界ですから、そうするとその掛け金が低くて射幸性が低ければギャンブルではなくて遊技なんだというその切り分けが、その果たしてカジノというものが本式にこの国に誕生した時に通用していくのかなというのがどうしてもカジノから入っていくとそういうふうになってしまうと、いうところがあるんで私はそのむしろすっきりしてしまっただけがいいのではないかなと思う。ただ、民間に、はたしてこの国で許認可、ギャンブルの許認可がやることのできるのかというけれども、ただ、何十年間ですよ、みなさん民間事業者として事実上の換金をしながらですね、ごくごく一部を除いては、健全な運営もやってこられたし、今お話があったように30万人、関連含めて50万人という雇用も生み出してこられている訳ですから、そこは、なんというか政治が思い切った決断がもしできれば、乗り越えられないことはないのではないかなという感じがするんですけれどもね。

佐藤：ありがとうございました。あの、今岩屋先生おっしゃったように、パチンコ店には、パチンコの機械スロットルもあるし、やがてカジノのフロアーにそのような機械が進出していっちゃうとどこに区別できるんですかという問題もあるんですね。

岩屋：ですよね。

佐藤：それで、その辺のところは、牧先生としては、どういう風に捉えますか？要するに、カジノとパチンコの違いはここなんだというものがなくなかなか難しいですね。

牧：難しいですね。確かに。あの、先程牛島さん仰ったようにですね、あの換金のシステムを作るにあたっては、やはり何らかの形で、社会に還元できるようなスキームを作らなければ、それこそ国民的なコンセンサスは得られないと思いますから、そういった意味では、それも一つのソリューションの一つの方法であると思います。それと、併せて、もう一つは、やはりあのどうしても最後、ギャンブルと遊技とのこの違いというのをどこで区切るかって言う話になるとですね、やっぱりそれは、ヘビーかライトかって言うところに結果として、いきつくんじゃないかなと、それ以外には区別のしようがありませんので、その辺はどっかに、どっかで、公平公正な客観的な視点からですねきちっと線を引くということ以外にはないと思いますし、また、一時期のように、射幸性の高い機械に頼る中でヘビーユーザーを増やしていくということが結果として業界の皆様方の首を絞める結果にいたってしまったという経験もふまえて、やはり健全な時間消費型の遊技というものを追求していく中で、どっかでこれはギャンブルとの違いというものを何らかの客観的な基準を決めざるを得ないと私は、ちょっとそこら辺が違うんですけども、最後はそこしかないかなあと思っております。

佐藤：そうですね。あの、国民が納得できる、カジノとパチンコの違い、ま、時間消費型レジャーに軸足を置いたレベルですね。この線引きをどううまくコントロールできるかというのが、ポイントかもわからないですね。

あの、その辺、三堀先生の方は、どういう風に捉えますか？

ま、仮にこのパチンコをもう少しすっきりさせようと新しい法律という風になった場合、カジノとパチンコ果たしてどうなのかと

三堀：あの、やはり截然と分けざるを得ないと思います。あのまず、先程の岩屋先生が仰ったでしょうか、ちょっと失念致しましたが、カジノというのは、非日常的な空間にいて、非日常的な遊びである、賭博であるという風に捉えられると思いますし、パチンコというのはやはり日常生活の中の、娯楽で、時間消費型のレジャーであると。これは、まず性格の点で全く別のものだと考えざるを得ないと思います。それからあと、運営自体ですね、運営自体が、別に成ってくるだろう。この点でやはり大きくきちんと分けられるべきと考えられます。ちょっとまとまり悪いのですが以上です。

佐藤：同じ質問なんですけど、宮本さん、それから和田さん、牛島さんといきますが、少し感想でも結構です。

宮本：そうですね。いつも立場がお客様の立場でいつも考える癖がありますので、あのお客様の立場から考えると、殆どのお客様は、今パチンコをやってらっしゃるお客様は、そのギャンブルというか、カジノだとは恐らく思ってらっしゃらないと思うんですね。それで現実、換金はされている訳ですけども、その中で、やっぱり毎日の普通の暮らしの一部として、楽しみを楽しみにホールへ行ってらっしゃるお客様が大半じゃないかと思うんですね。したがって、お客様の所謂、国民大衆の立場で言えば、ここ今のところをすっきりさせていただければ、所謂合法化すれば、もっと堂々と変な窓口へ行ってこんなことしなくてもですね、堂々と遊べるようになるんで、そのこのところをきちっとしてあげれば、一番簡単かなと思うんですけども。いかがでしょう。

佐藤：和田さん、お願いします。

和田：あの、ちょっと別の切り口から一つ。あの株の上場問題でですね、議員さんからでしょうか、いろいろ

る警察の方に聞きましたところ、警察としてはですね、確かこうに答えられたと思うんですね。換金の問題がクリアされない間はですね、他の業界におけるような株主の保障はですね、保証しかねるという答えをだしたということ聞いております。これは実は重大な問題を含んでいると思います。株式市場とは釈迦に説法ですが、我々市場経済の一番要の、一番大事な機能ですから、そこで全ての資本の最適配分を決めるとこなんで、それに対するアクセスを認めない。これ上場ができるか否かを前提にして言っていると思います。しかし今のパチンコホール企業者の方に当然株主はおられるのですが、それについても保証しかねるということを警察当局が言っていることになるんですが、こんなことは、法治国としていいのかなと、私は率直に思います。それが一点目。それと、もう一つですね、これからカジノが日本にくるってんで、これは先生方がいろいろ考えていると思いますが、やはり日本の企業がやはり受け皿になる必要があると思います。はじめは確かにラスベガスか、あるいはマカオか知りませんが、そういうところでカジノを運営している方のノウハウ技術を提供してもらう必要があると思いますんで、そういう人達を、ある部分でアウトソーシングを利用するということはあると思うんですが、やはり主体はですね、日本でやる以上は、当然、日本の方にやっていただく。一番そうなるとこのカジノの運営に近いのは、やはりパチンコのホール業者の方。この方々のノウハウなり、知見なり、場合によっては資本力これを使う。しかし、何しろカジノを建設するというのには、場合によっては数千億のお金がかかることですので、コンソーシアム（企業連合）を作るとかで何かしないといけないと思うんですが、そうなりますとどうしてもホール業者の方がですね上場して、それによって金を集めるということがどうしても必要になると思いますので、そういう観点から考えてもですね、やはりこの問題は看過できないと思っております。

佐藤：ありがとうございます。牛島さん、あの質問の趣旨はですね、カジノとそれからパチンコとそれぞれが独立した法ができてくると、じゃ、何が違うのか。

和田：すみません、一点だけ。私もですね、基本的には、カジノはですね、いわば大カジノ、全部装備した、フル装備た賭博、それがカジノだと思います。それに対してパチンコはですね、非常に軽い、いわばささやかなものであって、いわば私はプティギャンブルとかですね、簡易ベッティングとかそう呼びたいのですが、当然扱いが違ってくるし、それは使う方も違ってくるのではないかと。私はスイスに居りました。スイスでは昔からカジノを認める法律はなかったのですが、自然発生的にですね、ホテルなんかホテルの中でギャンブル施設をもっておりました。クルザールという名前でおりましたけれども、後でですね 1998 年にカジノ法案ができました。これは実は、国民投票で憲法改正してそれでカジノを認めたんですが、その時に、新設したものについては、非常に厳しい統制をして、今まで実際にやってきたホテルの業者なんかは、それは、既得権を認めてただしやっぱり規律には従ってもらうということで、軽い規律でございますが法律の下に入ってもらって、体系を整えた。こういう実態がありますから、そのことも参考になるのかもしれない。

佐藤：ありがとうございます。あの、カジノとパチンコの違いを明確にしないと両方ともカジノと同じじゃないかという風になってきた時に、パチンコだけ民間の、小ギャンブルとして認められるのかという問題があつて、恐らく、その議論の中でですね、射幸性を納得できる射幸性をいかにコントロールできるのかということ、これが、担保できるのかと、公正安心安全というところを担保できるのかと、この辺のところ非常に大きなテーマになる可能性があるのではないかなと考えられるのですが、牛島さんは何かこの点に関して、

牛島：そうですね。あの、カジノとパチンコの大きな違いは、射幸性をコントロールするかどうかの違いだろうと思います。先程ベットの話が先生から出たんですけども、あくまでお客様とのこのテーブルは

いくらまでですよという形で、一回のミニマムとマックスを決めてるだけなんです。パチンコについては元々機械性能がありますから、一分間に何発までが最高を打ち出せるとか、それから、何枚メダルが投入できるとかいうことになってますので、一日かかっても、とにかくどんどんどんどん入れても限度があると思います。そういう意味では、まあギャンブルとパチンコとは大きな射幸性の点で違いがあるんだろうと思います。ただ、今後、いろいろやっていく中では、やはり射幸性のコントロールっていうのがこれからのやっぱり業界としてのあり方としては、いろんなやり方が出てくるんじゃないかと思います。今、盛んに出てるのは、例えばマックスタイプで400分の1から実際700分の1近いような機械が出されていますが、これは今この時だけは良いかもしれないけども、先程ダイコクさんでいろいろレポートがありましたけれども、やはりいずれまた来た道ということで、お客様がなかなか難しくなってくる。要は、お客様を潰していただけたと、こうなりますから、そういう意味のですね、やはり例えば、一定のお店あたり、これは非常に試案なんですけれども、例えばマックスタイプを例えば2割とか2割5分までだとか或いは総量で例えば400台のお店だとすればですね、頭打ちで100台までだとか、そういうことになれば、むしろいろんな多様なタイプの機械もメーカーさんもお出しになるのではないのでしょうか。そうしますとパチンコファンにもいろいろファンの層があると思います。先程時間消費型、とにかく1時間でほんとに何百円で遊びたいという方もいらっしゃいますし、まあ多少ささやかなギャンブル、少し度を越しても良いな、みたいな方もいらっしゃいますので、今後分かりやすい射幸性のコントロールが必要になってくるんじゃないかなという風に思います。

佐藤：はい。あの、牧先生と岩屋先生にお聞きしたいのですが、カジノというのは正に数千億投資し、なおかつ、基本は観光立国ですから、海外の観光客が、そうとう押し寄せてくる。周辺そうとう潤う訳ですね。あと、カジノ自体もホテルから、レストランから、エンタテインメントを入れると数千の雇用が発生するという事で、大変国民的な、供するイベントなんだという風に捉えられても当然ですよ。一方パチンコもですね、もうちょっともう少し整備すれば、本当に社会に役に立つような雇用の点と、後、例えば地域経済の活性化または、特別交付金みたいな形でですね、可能性はある訳ですね。この辺のところは、将来的に、それぞれのお立場から、どういう風にお考えになれるかちょっとお話しかせていただけますか？要するにカジノの方はもう進んでいくでしょうが、パチンコの方もどういう手当てをすれば国民的に貢献できるかという話ですよ。

牧：あの、カジノについてはですね、冒頭、岩屋先生が仰ったように、日本にハブ機能を持たせるそういう中で、単に経済効果だけのみならず、やはり文化芸術、ショービジネスなんかも当然入ってくる訳ですから、文化芸術、或いはそのカジノの一角にコンベンションがあれば、いろんな国際会議等の拠点も作ることが出来る。そういった意味での一つの大きな国家戦略的な観点というのがあると思うんですが、もう一つ一方で今お話がありました、パチンコと地域これはあの、私あくまでも地域社会にいかに貢献できるか、これを地域にいかに還元できるか。これがこれから求められるパチンコホールのあるべき姿であると私は確信をしておりますので、そういう形で健全に育成出来るような立法の作業が必要だと思っております。であの、先程来、雇用のお話もしておりますけれども、したがって例えば、行政の裁量で一つの店舗を閉じた時に、全部芋ずる式に閉じなければいけない、そんな様な仕組みも当然改めなければ安定した雇用の受け皿にはなりえない訳ですから、少なくとも許認可を与える都道府県範囲の中で、話が済むような、まずはそういう形を作らなければいけないと思いますし、雇用の受け皿であり、また、地域社会に還元ができるようなそういうお金の流れのスキームを作っていくことが、これからのパチンコホールに求められる姿だと思っております。

岩屋：あの、カジノの場合はですね、必ずしも数千億円規模の投資じゃなければいけないということではないと思うんですが、皆さんもあのご案内のように、マカオに行かれた方もたくさんいらっしゃると思

ますが、ベネチアン一つとっても、半端なスケールではない訳で、何しろホテルの中に運河があってですね、そこにゴンドラが浮かんでいるというものを作り上げて、つまりそのカジノホールだけではない。それはやっぱり、事業の One of Them であって、ただそこがその吸引力を持って、いろんなお客さんを呼び集めてくる。家族連れも来る、国際会議も来るということでその一大国際観光産業というものを形成すると、こういう発想なんで、そう半端なものを作ったんじゃ、国際競争力上、意味がないのかなと思います。一方、先程和田先生からスイスの話もありましたが、ドイツのバーデンバーデンなんてところにいくと、温泉町の森の中にひっそりとかうカジノが佇んでいたりする訳で、本邦で日本でもしカジノが認められれば、先々はですね、いろんなタイプの日本の特徴を生かした、何も全部ラスベガスの真似をしたということではないタイプのカジノというものがでてきて欲しいなあという風には思っているんですね。でそういう時に、まああの私は大分県の別府という町なんですけど、今ちょっと円高になっちゃったんで、ばたっと韓国の人々が来なくなりましたが、それまでは別府観光はですね、ここんところは韓国のお客様でもっていたというくらい沢山きていただいておったんですけど、これから中国がさらに豊かになってくるとまた沢山日本にやってくるでしょう、インドの人もやってくるでしょう、やっぱそういう時代にいろんなバリエーション、ゲーミングが用意されてるということは、日本の力の一つを構成すると思うんで、そういう時にパチンコは国際観光とは関係ないよという風に構えるのではなくて、その一翼を担う産業にも是非なっていたらいいなとそういう風に思います。

佐藤：ありがとうございます。あのパネリストの皆様方は、大方、カジノと共にですね、相前後して、パチンコがきちんとした業法の制定ができて、社会貢献が出来る。お客様が、なんか正々堂々とすっきりした形で、換金もできるということが、社会に役立つ業界になると、概ねそういうお話だったんですけど、そこで、会場の皆様方からですね、個別でもいいし、まとめてでもいいし、どんなご質問でも結構です。ご意見でも結構です。残りの時間が後三十数分になってしまったので、何か挙手願えたらいかがでしょうか？どんな意見でも、反対の意見でも結構です。そんなこと言ったって無理だよとパチンコは無理だよという意見でも結構です。ありますか？じゃあの、ちょっとご指名させていただく、藤田さん、エンタテインメントビジネス総合研究所の藤田社長がみえているんで、あの、先生方に対する質問でも結構でございます。

藤田：エンタテインメントビジネス総合研究所の藤田です。先生方いつもお世話になっております。今、カジノのお話とパチンコの業法の話が盛んにでてきたんですけども、私自身も今のパチンコという産業が今後安定してやっていく為には、今まで指摘された部分をクリアにしていく必要があるとは思っています。立法府の先生方のお立場から見たときに、先程パチンコ業界全体のまとまりに欠けるというお話が何回かでていました。実際に今までいろんな団体が発言する機会はずいぶんありました。しかし、じゃあみんなが、同じテーブルにでてきて、我々はこう思うとか、解決策は、A案、B案、C案こういうのがあるんだけど、という話がなされる機会はなかなかなかったと思います。先生方のお立場から言って、是非パチンコ業界として今後、こんな形のことをやってくれば、国民の意見を聞く機会が作りやすいんだけど、というような、業界として起こしていった方がいいかなと思われる具体的なアクションなどについてアドバイスがあれば是非いただきたいなと思います。(株)エンタテインメントビジネス総合研究所 代表取締役社長 藤田 宏 様)

佐藤：今の質問はお二方の

藤田：そうですね。岩屋先生と牧先生に

佐藤：では、岩屋先生と牧先生

岩屋：あの私は正直その皆様の業界にあまり詳しくはないんですけど、いくつか、こう団体がおありになると聞いてますし、やっぱり団体が分かれているというのはその、なんていうか規模の違いがあったりですね、成り立ちの違いがあったりという事だと思うんですけども、いよいよその風適法の中から業法を切り出していこうと言う事であるならばですね、団体がこういくつも分かれてて、分かれていてもいいんでしょうが、それぞれその違う事を言っている状況の中ではですね、なかなかこの立法作業を進めていくその基盤がまだできていないと判定される恐れが非常にあると思うんです。国会の中においても、或いは、国民の皆さんからみてもですね、やっぱりもし、業法を本当に切り出していこうということであれば、是非その団体間の話し合いというものをしっかり進めていただいでですね、やっぱりそのコンセンサスを業界全体として作っていただくと言うことが大前提になるんじゃないかなと思います。

牧：あの、自由民主党の岩屋さんとはちょっと違うニュアンスのお話になろうかと思えますけれども、実はですね、前回の総選挙のちょっと前、2005年の通常国会の終わる間際だったと記憶しておりますけれども、私共が遊技新法のこういう骨格に法律を作るとしたらなるんじゃないかなろうかというものを多少両論併記でA案、B案みたいな形を作ったんですけども、業界5団体の皆様方にお集まりをいただいて、お示しをさせていただいて、ご意見を賜りたいと、一度持ち帰っていただいて、ご意見をいただきたいということをやったんですけども、あの返事すらいただけないところが残念ながら2つ、3つありまして、残る1つはかなり否定的なお話もいただきました。前向きなご返事をいただいたのは、PCSAのみでありましたけれども、これはどんな業界についても言える事だと思います。前向きの所と、抵抗勢力と、それはどんな業界にもいろんな内部的な温度差というのは当然あると思えますけれども、ただ私共はやはり、裁量行政の限界というものを覚悟の中で提案をさせていただいた訳でありますし、カジノというものが現実に目の前に来ているという中で、今までどおりこれまでも行政当局から何か片目瞑っていただく中で何とかやってきたから、これからもそういう形でいいんじゃないかという意見も当然あると思えますけれども、ただもうそういう時代ではないんじゃないかなと、そういうこと言っていたら今までは良かったけれども、これからは生きていけないそういう所にまで、私達はさしかかっているという認識のもとで、提案をさせていただいておりますから、何かの映画の終わりの方の文句で **We must change to remain the same** という話がありましたけれども、生き残る為には、自分達が変わらなければいけないんだ。そういう段階に私たちはきていると思えます。自民党の中でもしがらみのない岩屋先生のような人は、前向きに考えていただけるんですけども、ともすると、今まで、今までこうやってきたんだから、これからもいいんじゃないかというような人たちとの結びつきの強い自民党の先生もいらっしゃるから、そういう人たちは是非説得していただく中で、前向きな、或いは政権が変わればいいのかもかもしれませんけれども、そういう事も併せてですね、私達は考えているということをお申し伝えさせていただきたいと思えます。

佐藤：ありがとうございました。

藤田：ありがとうございました。では、特に牧先生が言われたように、業界の中ではそんな危機感をまだ持っていない方がおられるけれども、先生からみられると、本当にこれからカジノが立法化される時には、今まで許された事も許されなくなってしまう。そして、産業としてぎゅっと規模が小さくなってしまいう可能性がある。その危機感から今動かれていると理解でよろしいでしょうか？

牧：(肯く)

藤田：ありがとうございました。

佐藤：エンタテインメントビジネス総合研究所の藤田社長が仰ったように、カジノが今立法化される環境の中で、パチンコは非常にある意味では、厳しい環境に置かれる可能性が大なんですね。お客様の立場から言っても曖昧なところがいっぱいあるし、業界が社会から信頼されているかという、非常にやっぱり厳しい目でみられる。そうすると、現在の3店方式といえども、これが社会から認知されるかどうかということとか、非常に厳しい。一番厳しい見方すると、社会から退場してくださいと業界が消滅していくということすらありうるんですね。今だからそういう意味では、非常に重要な時期、業界が社会の為に、社会の目線で変わっていかなければいけないと、多分時期にあるんだろうなという様なことなんですね。さらに、このパネリストの皆様方に質問、業界誌の皆さんもどうぞ。よかったら質問してください。久保田さん、いかがですか？今日のお話をきいていて。

久保田：久保田です。遊技ジャーナルの久保田です。私もいろいろと私なりに、特にパチンコ業法については研究してきたつもりですけど、今日、牧さんと岩屋さんのお話を聞いておまして、ちょっと怒らないでいただきたいのですが、どっちに一票入れるかという、私は民主党さんの方に一票入れたいなど。というのは、はっきりこのパチンコ、民間の業者にですね、換金をやらせていいんだということを法律ではっきりと決めることはできないんじゃないかと。社会一般の人からそれだけの支持は得られないし、法律というそのものを考えても、なんていうか成り立ちって言うんですか本質というんですか、そういうことを考えても、ちょっと難しいんじゃないかな。私は今まで石井一先生と話したことがあるんですけども、結局やっぱり日本では日本だけではないんですけども、自衛隊自体が、あれは軍隊ではないんですよ。パチンコからみたら、自衛隊、軍隊なんかは、はるかにスケールの大きなお話ですけども、その辺の機微をちょっと捉えて、パチンコはギャンブルではなくて遊びなんだとあくまで、その視点でですね、やらざるを得ないんじゃないかと。私一言で言うとそんな感じがしております。(有限会社遊技ジャーナル社 編集長 久保田 光博 様)

佐藤：はい。あの、千葉さん。今日の話の印象と先生方にもし質問があったら、質問してください。

千葉：アスパックス・メディアの千葉といいます。今日のお話を伺っておまして、あの、パチンコの換金問題は、一番根っこのところで、連綿と続いてきておまして、私自身もその、風営法23条のところは、もっと早く透明にして、すっきりさせたいという気持はすごく持っているんですけども、こういう場で話をしてもやはり、業界パチンコ店は一万数千店ありますので、皆さんその向いてる方向が、若干違うところが多々ありましてですね、やはり、早くクリアしてほしいという気持はたくさんありますけれども、そこに向かうまでに業界側でどういうシナリオでですね、環境整備をして、大きな運動に収斂させていくかというプロセスがまだ私としては、こうしたいなと思うけれども、こういう意見も強くでてくるだろうなとか、抵抗もあるだろうなとか、いうことを脳裏にすぐ浮かんじやうので、なかなかその壁が厚いだろうなということを感じております。印象に過ぎませんですけども。(アスパックス・メディア 代表 千葉 茂 様)

佐藤：今、お二方がいみじくも発言された、恐らく業界の大多数の人が、多分お二方に象徴されるような考え、または、現状はね、という風に考えられるんですが、しかしまあ、パネリストの皆さん方から、いろいろ話をきいているとある意味では、やっぱりどっかで乗り越えなければいけない、時期がきてるんじゃないだろうかと、ある意味では、その一番大事なキーワードは何かというと、1つは、社会に更に役に立つのかどうかと、この業界が将来にですね、これは、絶対に外してはいけません。業界の今までの既得とか、既得権とかですね業界の利益の主張じゃなくてですね、さらにもっと社会に役に立つ業界になるには、という風に考えるとですね、国民的な理解は得られるのかなと。そして、長年、23

条問題ずーっと引きずってきたものですから、なかなかそこから頭が離れられないので、場合によっては、先生方のあるべき青写真、ビジョンをもう少し明確に提示していただく機会が出来れば、それによって業界が、またテーブルの上で議論できるのかなとことがあります。そこで、時間が大変に迫ってきたんで、三堀先生から順番に、この業界が更に社会に貢献できる、評価される為にどういふところを頑張りたい、業界に対するエールですね、そしてもし、具体的な将来の青写真がねこうあったらいいのにと示せたら盛り込んで、少しお話下さい。あの、順番にいきますんで宜しくお願いします。

三堀：私はやはり、まず、健全化、抽象的なんですけど、健全化というものが、それは官の考えている事と業界の考えている事に食い違いがあるかもしれませんが、健全化というのがまず、第一だと思います。私は、個人的には、パチンコ屋さんというのは将来的には、ある面、規制強化されてもいいのかなと思っております。やはりこのレジャー産業であり、しかも、それはもうギャンブルなのか、単なる遊技なのか、という認識、これは結論出ませんけれども、やはり射幸性を、何と言いましょか、射幸性を軸とした遊技であることには変わらない訳でありまして、社会的には適正配置というのがやっぱり必要なのではないかと考えております。まあ、場合によっては、病院のベッドのように総量が規制されるということも、個人的に全く私的見解、個人的な見解なんですけれども、視野にいれながらですね、そういう点では規制が強化されることもありなのかなと。それから換金について、もし換金が合法化されるとなると、いわゆる、遊技の、遊技でどれくらいお金をかけられるのか、射幸性に関しては、いろんな遊技機のスペックに関して細かい規定がありますけど、だいたい一日遊んでどれくらいお金を使っちゃうのか、あるいは一時間遊んでどれくらいお金を使っちゃうのかって点で、という切り口から、規制が、射幸性に関する規制がもっと分かりやすくなってくればなという風には思っております。それから、換金に関してですけど、やはりそうなって射幸性が低められると共に、換金については完全に等価で、どこへ行っても同じ交換率で、その換金をするところが、いわゆる第三者機関が入ってくるのかなという風に考えてます。いってみると、パチンコのゲーム性、射幸性の低下というのが今後避けられないのかなというふうに思います。非常にあの、これもまた雑駁なお話で申し訳ないんですけど、そういう形で、ゲーム性も低下して、総量も規制されて、換金は合法されるとしたら、それは第三者機関が関与してくんたろうなど。そうやってきて非常にまあ、その中で、中には射幸性の高い、沢山お金がかけられるものも出てくれば、非常に安いものもでてくる。例えば、一時間に2千円で遊べるコーナー、5千円かかるコーナー、一万円かかるコーナーみたいなですね、そういう形で色分けされていくのかなという風に個人的に思っております。以上です。

佐藤：はい、ありがとうございます。では、宮本さん。

宮本：先程のセミナーでもお話しましたが、2年前から1円パチンコ、いろんなところでお手伝いしながら、全国飛び回ってまして、つくづく感じるがあります。日本、正に今高齢化へ向かってどんどん進んでます。かくいう宮本も、団塊の世代のちょっと前に生まれた者ですけども、この後にぞくぞくと年金生活者が増えてくると思うんですがね。今、日本のおじいちゃん、おばあちゃんたち、大変元気です。皆さん、元気です。でも、遊ぶところが少ないんですよ。日本はご承知の通り随分、戦後、高度成長を経て、衣食住は足りました。随分豊かになりました。衣食住が足りると、次は遊びです。衣食住足りて、遊びです。遊び心がやっぱり欲しいんです。1円ホールをやってきて、あるエピソードに出会って、つくづく1円やってよかったなあって、今日の本のあれじゃないですけども、あるおばあちゃんが帰りがけに、アシスタントマネージャーの女の子の手を握って、「楽しかったよ。本当に楽しかったよ」って帰りにちょっと玉が出たんで、おねえちゃんにチョコレートちょっとねって二つに分けた袋を一つ渡してくれたそうです。はたして今まで4円のパチンコにこんな光景はあったでしょうか？暑いからと言って走っている女の子に500円玉渡して「ちょっと缶ジュース買ってきてくれ」って、「二本買って来いよ」

って。一本はお客さんで、一本プレゼントしてくれたそうです。1円パチンコはその町になくてはならない社交場になっているんです。今。射幸心じゃないです。射つ（うつ）幸せの心じゃなくて、社会に交わる社交心を実は1円が提供してます。その町にその町になくてはならない憩いの場所として今、成功している1円パチンコホールは本当に普段の生活の一部として、じいちゃん、ばあちゃんを中心に主婦の人、勤め帰りの人が、連れ立ってくる、そういう場所になってます。明日そういう場所を本当に見せに行きますけども、本当にそうってます。そういうところを考えると、どうもこのパチンコは、戦後の生まれた経緯から考えても、大衆の娯楽なんですよ。みんなが、楽しく参加できる、気軽に参加できる、大衆の娯楽です。そこに変な換金問題が、合法だ、合法じゃないというところでもめてますけれども、ここをね、庶民の立場で、大衆の娯楽をする立場で考えて、整備をされたらどうでしょうか？そんなに難しくはないと思うんです。それが意見です。

佐藤：ありがとうございました。それでは、和田先生お願いします。

和田：基本的認識として、今パチンコホール業界とは大変な危機に直面していると思うんです。一つはですね、射幸性が過度に行き過ぎて、それについて是正を求められました。射幸性が非常に過度に行った過程にですね、この業界に、社会全体にイメージを悪くしてきたということがあると思います。今、それは、是正されてですね、非常にいい方向で、いろいろ努力されてますが、そのことはまだですね、国民全体に浸透していないように思います。次はやっぱりカジノですね。カジノとどうしても並べて議論されるということになりますと、さっきも、先生方がいったように、あれはパチンコとは何だろうか必ず問われることになります。そのようなことからしてですね、最低限必要なことは、やはり、射幸性に重視を置いて、ヘビーユーザーに軸足を置いたような企業の経営というのはこれからはできないんだと、いうふうに覚悟されたほうがいいと思います。それが、一点目です。それから、もう一つはですね、最初に一番冒頭に申し上げたこと、ちょっと角度が違うことなんです、機械メーカーさんですね。機械メーカーさんに対するポジションをもっと強くされたらどうかなと思います。ちょっと若干最後になって事務的なこと技術的な事を申し上げて申し訳ないのですが、射幸心をそそる恐れのある遊技機の基準というのはですね、決められております。警察庁の方の公安委員会の規則でございますが、それによりますと、その基準の中に、11に「容易に不正な改造、その他の変更を加えられる恐れのある遊技機でないこと」と書いてあるんですが、私共、ユーザーの立場からいいますとね、何で容易にという言葉が入っているんだと。およそ、不正な改造が加えられる恐れのある遊技機では駄目だという風に書くべきではないかと。容易にというのは非常に機械メーカーに甘いんじゃないかと。同じようなことがいくつもありまして、いちいち言いませんが、私もあの、シャープという機械メーカーにいましたもので、機械メーカーだと絶対許されないと書いてあります。「部品特性の微細な差異に起因して検定時に確認された性能と異なる性能は発現すること」と書いてありまして、そんなことは、今のこれだけ品質管理が徹底して、非常に優秀な部品メーカーから入ってる、そんなことあるわけないですね。ところが、それはこれで、良いついていつてるわけですね。それで、こんなところは一つ、ホール業者さんの方ですね、一つ、場合によっては技術専門家を自ら持たれてその点を徹底的に攻めていかれたらどうかと思いますね。機械メーカーとの間の交渉事でこれ持っていかれて、もっとこの基準を厳しくして、その結果ですね、一回、ホール業者さんが入れられた機種は普通の場合にはですね、2年間といえば、2年間全く問題なく動くというような風にする、ということによってですね、警察の当局のご面倒を排除するというような事もできるんじゃないかと思えます。今のようなことをすることによって一つ、ホール業者さんの機械メーカーさんに対する交渉力も強くなる。何でこういうことを言うかといいますが、シャープはですね量販さんにいろいろ物を収めておりますが、量販さんが大変な技術力をもっておりましてですね、シャープが収めたものについて厳しく検査されてですね、しょっちゅうクレームをつけられたということによってですね、量販さんが非常に力をつけたというような実体がありますので、申し上げ

ました。それから、もう一つ。冒頭に申しました、この業界にありますこと、やはり業界としてまとまりがありませんですね。普通、通産省、今は経済産業省ですが、業界行政やっております、業界がまとまらないとお世話できませんというポジションをとっております、その結果、業界必ずまとまっておりまして、ワンボイスでいつも言うてくるわけです。その点から業界組織として何をするかといひますとですね、まず、自業界の実体ですね。まず、これだけ売上がありました。これだけ従業員を雇っております。どうだこうだそういう実体を必ず把握するようにします。無記名で皆さんが協会の事務局に投票して、それを付け合せて積み上げてですね、非常に正確な数字を作ります。で、一年経つとそれをそれはどうなったかということをもたやる。でその意味は業界がそれによって、自業界について共通の認識を持つということと、それからそういうことを発表する時にですね、新聞記者の方が集まられてね、新聞社の方にこのパチンコ業界この一年間どうでしたと、これから将来の一年をこんな風に予想してますというわけですね。そんなことですね、例えば、日経とかそういった一般の新聞に業界として非常にアクセスする機会も増えてですね、業界が発信するいいチャンスになるじゃないかと、そういうことが、この業界から発信されたということが、私は寡聞にしてみたことがありませんので、確かに非常に優れたダイコクさんみたいなですね、非常にインフォメーションをまとめているところもあります、やはり業界としてですねそういうことをおやりになる。もう一つは、業界として標準をお作りになるということが必要であると思います。言葉の標準を作る。それからいろんなパフォーマンスや性能について標準を作る。例えば、皆さんがお使いになっている液晶でいいですよとですね、液晶の視野角、シャッタースピードなどについてはですね、それぞれのメーカーが当然自分のところが一番いいと言いたがるんですが、これを業界のほうで、シャッタースピードの検査方法、測定方法、この数値をどうやって使っていくかと標準を作って統制されております。でそれにしたがってやっておりますから、公正で客観的な数値が出る。それによって縛られると言っております、そういうこともですね、一つホールの中で例えば空気の清浄度ということもこれから業界として、あるいはホール業者がおやりになるとすれば、そんなことは、ホール業者さん集まりでですね、一つ基準を作って標準にしたがって客観的にだすということもですね、共通の仕事としてできるんじゃないかなと思っております。要は業界としてまとまって、ワンボイスで、社会に積極的にメッセージをだしていただきたい。最後に、私たまたまいまPCSAに出席しておりますもんで、これについて考えますと、Pはプリサイズ(precise)、正確、精緻にやっただく、それがプリサイズですね。Cは、クリーン(Clean)ですね。先程クリンリネスという言葉がございましたが、クリーンであると。いろんな意味で企業の形態においても経理のやり方についても、それからホールが、物理的にもクリーンであるということで。Sはですねショー(show)。サービス(service)、これをきちんとやるというなかで、お店を非常にショーアップしてこられる方が楽しめる、そういう空間を提示する。最後のAは、ちょっと難しい英語にしましたが、アミカブル(amicable)、またはアミアブル(amiable)ですね。非常に穏やか、或いは、協調的だということですね、こられた方が、和やかな気持ちになってやるというようなことにするということです。そういう意味でこれからのホールはひとつ「P」「C」「S」「A」でやって頂きたいと思っております。

佐藤：ありがとうございます。業界の将来の方向性をお客さんの立場から示唆していただきました。では、牛島さん。

牛島：先ほど和田先生が言ったところと逆説的になるのですが、この業界から第一号の公開会社を出すということが結果的にこの業界のためになるんだろうと思っております。そのためにどうしたらよいかということですけども、国会答弁で東証のトップもジャスダックのトップも業種によって差別はしないと明確にしています。そのためにはどうしたらいいか？先ほどこの業界のまとまりということがありましたけれど、かつて上場できない3業種というものがございました。サラ金、先物業者、パチンコです。残されたのがパチンコです。それはなぜかということ業界、主務官庁も非常に大きいと思っております。先ほど、全体と

しての業界のまとまりを作っていない、これが非常に大きいだろうと思います。そういう意味で業界のパワー、ベクトルをひとつの方向に向けるということが非常に大事なことだろうと思います。二点目なんですが、先ほど先生から税のことが出てまいりました。貢献する、という事なんですけれどももうひとつこの業界にとって危惧しておりますのは消費税の問題が大いにあるのではないかと感じております。今は内税として粗利ベースでかかってくるけれども、今後、どなたも正確には言いませんけれども消費税の引き上げは間違いない。10%になるのか12%になるのか、今後日本の全体をしょっていくためにはそういった財源がどうしても必要になるのではないかと感じております。そうした時にこの業界は今まで消費税について発言をしておらないんですけど、このまま消費税が上がっていけば経営として非常に大きな問題になるのではないかと。かつて消費税が導入されたときに、娯楽施設利用税としてパチンコ台1台につき1ヶ月230円だったか280円の税もございました。従いまして大きな流れの中でギャンブルということでカジノ税という税金の問題は必ず出てくるとお思いますので、そのときに併せて消費税も違う観点で税金は払うべきですけれども、消費税のこともここで大きく考えていかなければ、この業界にとっても大変なことになると。これは業界のエゴということではなくて、やはり30万人から50万人の雇用を失うような産業であってはならないのではないかなと感じております。

佐藤：ありがとうございます。続いては牧先生。

牧：先ほど来話がありますように、雇用の受け皿としてのこの産業をしっかり守っていく必要ももちろんありますし、上場の話もありましたが、株主の利益の保護という観点から今の風適法で行政裁量でどうなるか分からないものを上場させるわけにもいかないという話もあるでしょうから、そこら辺のところをわれわれはきちっとしなければいけないと感じておりますし、もう一つ、カジノとパチンコの先ほど来話の中で、どっちにせよその収益の一部が何らかの形で社会に還元される仕組みを作らないことには国民的なコンセンサスを得られないということは当然のことではございましょうけど、カジノというのはイメージとして日本の国にそのようなエリアが出来たとしても数箇所、多くても十箇所程度くらいのイメージをしておりますが、そこで上がってきた収益の社会への還元は当然国家レベルでの還元の仕方になるかと思っております。パチンコホールというのは地域に密着した生活の中にあるわけですから、仕組みの上では地域社会に還元される仕組みを作っていかなければコンセンサスが得られないという観点から、私どもは立法の立場にある者として、そういうカジノ、そういうパチンコホールそれぞれの社会への還元の仕方、スキームを作っていく責務があると思っております。一方でパチンコホールの皆様方には、これは我々の運動と双方あいまっての話だと思っておりますけれども、それなりの地域社会に開かれた場をいかに作っていくか、そしてもうひとつは、いわゆる社会的な劣後者を作り出すと、一人でも作り出すと非常に目立ちます。そういう面がことさらマスコミによってクローズアップされるという残念な現象がありますので、そういう人たちを作らない方策というのをあわせて考えていただく、それは先ほど来話がありますような射幸性を最終的にはもうちょっと抑える形を作っていくほかは無いかかなと思っております。社会的な劣後者を作らない。そしてたまに報道されますけれども、駐車場で幼児が事故死をしたとかそういう話が一件でも出ますと、本当に日本のマスコミってやっかいなもので、パチンコ業界イコール悪みみたいなことになりかねませんので、私どもは制度面でのきちとした形をこれからも努力して作って行きたいと思っております。一方で皆様方にぜひとも社会に開かれた、これから高齢化社会を迎えるわけで、最初に申し上げたように年金生活の皆さんにも本当に楽しんでいただけるようなそんな場を提供していただくような努力をしていただければ、必ず双方の運動があいまってきちとした結実を得ると確信をしておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。先ほどサラ金の話も株式の上場の話も出ましたが、私の地元にも公営ギャンブルで愛知県と名古屋市で作った競馬組合の地方競馬場がありますけれどもその競馬場のまん前のサラ金のATMが置いてあるんですね。こういう光景を見ますと必ずしも公営ギャンブルだから本当に社会に還元する、貢献するという姿が私は言い切れないんじゃないかな、

と思っておりますので、ぜひとも民間のパチンコホールの皆様には更に、もっと研ぎ澄まされたモラルを持ってやっていければ必ず新しい、明るい未来が開けるものと確信いたしております。

佐藤：ありがとうございました。最後になりますが岩屋先生お願いします。

岩屋：先ほどの遊技ジャーナルさんのご発言をそのままにしておきますと自民党の票が減ると困りますので申し上げますと、はっきり申し上げて、日本的に解決するというか日本的に裁くということであれば、そういう考え方になるんだと思いますけど、自衛隊の話をされましたけれど、「自衛隊は軍隊ではない」といいますけれど、これは外国語にはおおよそ翻訳が出来ない概念だと思います。Self defense force is not force ということはこの国は戦後半世紀いい抜けてきたんですね。いい抜けてきてるんですよ。これはピストルに見えるかもしれないが、ピストルではないと。自衛銃というやつなのだと。同じ飛行機、同じ戦車、同じ潜水艦をそういう風にいい抜けてきているわけで、本当いうとそれが日本の法空間というか言語空間をものすごく弱めているとずっと思ってきておまして。私は憲法改正論者です。そのわが国は自衛隊という軍隊を持つということを明記しなければいつまでたってもそこは正されない。まともな考え方をすることは出来ないと思ってるんですが、そういう論理でいくと射幸性が低くて時間消費型のギャンブルはギャンブルではなくて遊技であると言抜けていくのが、これまでの日本的な裁き方であり、役所というのはまさにそういうことに慣れているのであり、日本の役所というのはガチガチにルールを作られたらみんな困るわけです。やっぱり遊びがあって裁量があってコントロールしてきたということでこの国はやってきたのですが、じゃあ世界中に戦っている、仕事をしているカジノというものがこの国に入ってきて、この国の行政と向かいあう、この国の司法と向かい合う、ということになってきた時に、いつまでも日本的な裁き方で間に合うの、ということにやがてやっぱり直面をしていくのではないかと思ったのであえて今日はそういう論の立て方をしたのですが、「いや、いい抜けるんだ、これからも」と構えてしまえばそれはそういうソリューションがあると。ただ、そういう風に構えてしまった後、株式を公開させると色々いうからにはですよ、やっぱり目に見える形での、これまでには無い社会貢献を、エクスキューズを用意してもらわないととてもじゃないとそんな事にはならないのではないかと、私はそう思います。

佐藤：岩屋先生は実に明快ですよ。非常に分かりやすい。最後に何かパネラーの皆様でこれは言いたいという事はありますか？特にありませんか？ちょうど時間もきたところで、今日の業法改正とか換金の話はおそらく業界ではこういった、パネルディスカッションがほとんど出来ない。要するにやる勇気がほとんど無いんですね、はっきり言っちゃうと。でもやはり、大事なことは業界の利益の主張をするんでなしに、業界が将来産業として社会の役に立つためにこの部分はどうしても避けて通れないんだよね。これを機会に、今日を機会に業界の中でディスカッションを幅広く、反対の人もちろん、意見を言っただけでいいし、この議論を深めていく必要があるんだろうと考えております。おそらく業界の中では今日が始めてまともですね、やったという。記憶が余り無いんですね。業界誌の皆さんも出来れば更に深めていくような形での、機会があったらぜひ業界が横断的に議論ができる場があればいいと思います。今日はまったくパネラーの皆さん方と話す中身はまったく打ち合わせをしておりません。それで、まったく皆さん方は素晴らしいスピーカーばかりで、時間通り、要求する通り時間もぴったりに終わることが出来て、出たとこ勝負だったんですけどもパネラーのみなさん方に本当に感謝いたします。ありがとうございました。

以上